

中東情勢の影響に伴う 資金繰り支援のお知らせ

中東情勢の影響を受けた事業者向け宮城県制度融資
『緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）』
借入時信用保証料の 1/2 を宮城県が補助

小規模事業者向け仙台市制度融資
『仙台市小規模企業小口資金』
借入時信用保証料の全額を仙台市が補助

中東情勢の影響に係る臨時調査を踏まえ
一般枠とは別枠で利用できる
セーフティ5号の対象業種を拡大

制度の詳細は裏面へ！！

詳しくは、お近くの宮城県信用保証協会窓口までお問い合わせください！

- | | | | |
|-------------|------------------|-------------|------------------|
| ● 本店営業部保証一课 | TEL 022-225-6421 | ● 本店営業部保証二課 | TEL 022-225-6422 |
| ● 仙台東支店保証一课 | TEL 022-783-9021 | ● 仙台東支店保証二課 | TEL 022-253-6026 |
| ● 白石支店 | TEL 022-745-1861 | ● 大崎支店 | TEL 0229-22-0722 |
| ● 石巻支店 | TEL 0225-22-4178 | ● 気仙沼支店 | TEL 0226-22-1972 |



売上高・利益率が減少している方

小規模事業者に該当する方
(仙台市内で事業を営む方のみ)

別枠での調達を希望する方

	宮城県	仙台市	国	宮城県	仙台市
制度名	宮城県経営安定資金 緊急経済変動対策資金 地域経済対策枠 (令和8年3月 原油価格上昇等による経済変動)	仙台市小規模企業小口資金	経営安定関連保証(セーフティ5号)	経営安定資金 経営環境変化対策資金 /経営改善サポート借換資金	仙台市中小企業育成融資 経済変動対策資金 (不況関連、セーフティ5号)
制度略称	県緊急原油割引	仙台市全国小口	経営安定関連 5	県環境 5 / 県環境借換 5	仙台経済変動
保証対象者	知事が特に経済危機や地域経済に大きな影響を及ぼすものと認め、指定する事象により影響が生じており、次のいずれかに該当する中小企業者等 (1) 最近3か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少している (2) 最近1か月の売上高等が前年同期の売上高等と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる (3) 最近3か月の月平均売上高総利益率が前年同期と比較して10%以上減少している (4) 最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して10%以上減少している	中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に定める小規模企業者 ※常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人)以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令第1条第1項に定める業種を行うもの等。 ただし、政令特例業種に指定された宿泊業及び娯楽業については20人以下。	中小企業信用保険法第2条第5項5号(不況業種に属する事業を営む中小企業者)の認定を受けた中小企業者等 ① 指定業種に属する事業(以下、「指定事業」という。)を行っており、最近3か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高等が前年同期と比較して5%以上減少していること。 ② 創業者等であって指定事業を行っており、最近1か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高等の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上高等がその直前3か月と比較して5%以上減少していること。 ③ 指定事業を行っており、最近1か月の指定事業の売上原価が中小企業者全体の売上原価の20%以上を占め、かつ、(1) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近1か月の売上原価のうち原油等の仕入額が20%以上を占めていること、(2) 指定事業の最近1か月の原油等仕入単価が前年同月と比較して20%以上上昇していること、(3) 中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の売上高に占める原油等の仕入額の割合が前年同期と比較して上回っていること。 ④ 指定事業を行っており、最近3か月の指定事業の売上高等が中小企業者全体の売上高の5%以上を占め、かつ、中小企業者全体と指定事業それぞれの最近3か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して20%以上減少していること。		
保証(融資)限度額	8,000万円	2,000万円 ただし、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000万円の範囲内となる新規の保証に限る。	2億8,000万円	8,000万円	8,000万円
保険枠	一般枠	一般枠		別枠	
責任共有	対象	対象外		対象	
貸付利率	年1.85%	1年以内 年1.80% 1年超 年2.20%	金融機関所定	年2.00%	年1.70%
信用保証料率	年0.23%~0.80% (1/2相当額を県が補助) ※令和9年3月31日保証申込受付分まで	全額を仙台市が補給 ※令和9年3月31日融資実行分まで	年0.72%	年0.67%	年0.67%
対象資金	運転資金及び設備資金 (ただし、既往保証付融資の借換は不可。また設備資金は売上維持・回復につながる既存設備の変更などの場合に限り)	運転資金及び設備資金 (ただし、法人は本店登記、個人は住所に関する届出等が仙台市以外の場合は、仙台市内で営まれる事業資金に限る)	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金	運転資金及び設備資金 (ただし、法人は本店登記、個人は住所に関する届出等が仙台市以外の場合は、仙台市内で営まれる事業資金に限る)
保証期間	10年以内(据置2年以内)	7年以内(据置6か月以内)	10年以内(据置1年以内)	10年以内(据置2年以内)	運転資金10年以内(据置2年以内) 設備資金15年以内(据置2年以内)
担保	必要となる場合がある。	必要となる場合がある。		必要となる場合がある。	
保証人	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。		必要となる場合がある。 ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。	
必要書類	資格要件確認書	仙台市小規模企業小口資金申込書 市税の滞納がないことの証明書	セーフティ5号に係る市町村の認定書	セーフティ5号に係る市町村の認定書	セーフティ5号に係る市町村の認定書 仙台市経済変動対策資金申込書 市税の滞納がないことの証明書

【参考】上記制度による真水調達と併せて、既往借入金の借換を行う場合に活用できる主な保証制度(全て一般枠、責任共有対象)

	国	宮城県	国	宮城県	仙台市
制度略称	協調特別プ/モ	県協調特別プ/モ	経営力強化般	県経営力一般	仙台経営力般
保証限度額	2億8,000万円	8,000万円	2億8,000万円	8,000万円	8,000万円
貸付利率	金融機関所定	年2.00%	金融機関所定	年2.00%	年1.70%
信用保証料率	「プ」年0.30%~1.27%【国が1/3相当額を補助】「モ」年0.34%~1.43%【国が1/4相当額を補助】		年0.45%~1.75%	年0.45%~1.45%	年0.45%~1.45%
保証期間	運転資金10年以内(据置1年以内)、設備資金10年以内(据置3年以内)		運転資金5年以内・設備資金7年以内(据置1年以内) ただし、保証付きの既往借入金を借り換える場合は10年以内(据置1年以内)		